

愛知県の「第 7 次総量規制基準」の基本的な考え方(案)

1 総量規制基準による規制について

(1) 適用対象

指定地域内の特定事業場^(注)のうち、日平均排出量が 50m³ 以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

(注) 特定事業場：水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場

(2) 第 7 次総量規制基準

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場ごとに排出水の汚濁負荷量の許容限度として知事が定めるものであり、以下の算式により定められる。

$$\text{C O D} \quad L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日})$$

$$\text{窒 素} \quad L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日})$$

$$\text{り ん} \quad L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日})$$

Q：下表の時期区分別の特定排水^(注)の水量(単位：m³/日)

C：下表の時期区分の水量ごとに、環境大臣が定める総量規制基準に係る業種その他の区分(以下「業種等区分」という。)ごとの範囲(以下「C 値範囲」という。)内において知事が定める値(単位：mg/L)

(注) 特定排水：排水のうち、専ら冷却用、減圧用等、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。

時期区分別水量	C O D	窒素	りん
S55.6.30 以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55.7.1 ~ H3.6.30 に増加した水量	Q _{ci}		
H3.7.1 ~ H14.9.30 に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
H14.10.1 以降に増加した水量			

2 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準設定方法の基本的な考え方

第7次総量規制における基準値の設定は、以下に示す基本的な考え方により、環境省により告示された化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲において設定する。

2 - 1 時期区分について

国は時期区分を変更していないことから、本県も同様に6次の時期区分を踏襲する。

2 - 2 業種等の区分について

業種区分及び規模による区分については、国が6次の業種等区分と同じであることから、本県も同様に6次の業種等区分を踏襲することとする。

2 - 3 C値について

(1) 現行C値の設定状況

公共用水域の水質環境や事業場の排水水質の実態等を考慮して各業種を分類し、C値を次のとおり設定している。

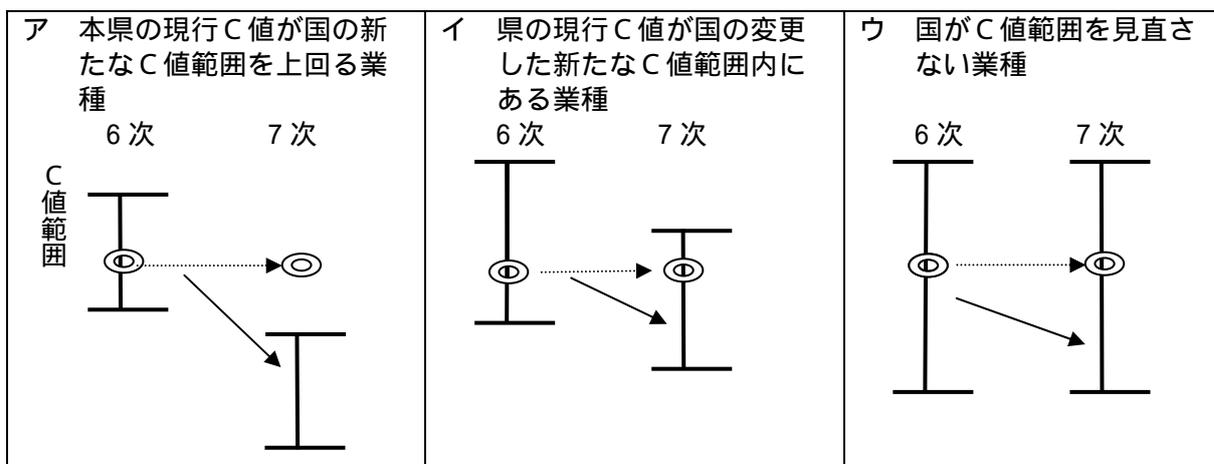
排水水質の実態が上限値を上回っている業種	上限値
排水水質の実態が概ねC値範囲内のため低減可能な濃度を設定した業種	C値範囲内
排水水質の実態が下限値を下回っている業種、範囲内でも低減可能な濃度を下限値としている業種、本県に存在しない業種	下限値

(2) C値見直しの考え方

本県に立地している指定地域内事業場（指定地域内で日平均排水量が50立方メートル以上の特定事業場）の排水水質の実態、排水処理技術水準等を勘案する。

また、中央環境審議会の「第7次水質総量削減の在り方について」（平成22年3月答申）、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」（平成23年1月答申）を踏まえ、以下のア～エの考え方によりC値を設定する。

本県のC値見直しの考え方のイメージ図



(注) ◎：本県の現行C値

ア 本県の現行C値が国の新たなC値範囲を上回る業種

国のC値範囲を上回る業種は、CODについては3業種、窒素については2業種が存在し、りんについては該当がない。これらについては、本県の現行C値を排水水質の実態を踏まえて国のC値範囲内への引き下げを行う。

表1 対象業種等区分数

項目	区分数
COD	3
窒素	2
りん	0

イ 県の現行C値が国の変更した新たなC値範囲内にある業種

国がC値範囲を変更したが本県の現行C値はその範囲をはずれることはない業種は、CODについては7業種、窒素については12業種、りんについては11業種が存在する。これらについては、本県内の当該業種区分の排水水質の実態や排水処理技術水準等を踏まえ、C値引き下げによる削減効果も勘案して、C値を設定する。

表2 対象業種等区分数

項目	区分数
COD	7
窒素	12
りん	11

ウ 国がC値範囲を見直さない業種

国がC値範囲を見直さない業種は、CODについては205業種、窒素については201業種、りんについては204業種である。これらについては、産業構造の変化による業種の動向やそれらの排水水質の実態等を踏まえ、必要な業種についてC値の見直しを検討する。

表3 対象業種等区分数

項目	区分数
COD	205
窒素	201
りん	204

エ 現時点で、本県に立地している指定地域内事業場が有していない業種

これまでの本県の考え方を踏襲し、最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小に抑制するよう、原則として新たなC値範囲の下限値とする。

表4 対象業種等区分数

項目	区分数
COD	2
窒素	10
りん	9